

ルールを守りましょう

柔道整復師（整骨院・接骨院）に健康保険でかかるケースは限られます

「各種保険取り扱い」「健康保険適用」という看板は
「健康保険が適用になる施術が一部ありますよ」といっているのだな、と読み換えましょう

整骨院・接骨院で
健康保険が使えるのは
コレだけです

急性または亜急性の外傷性の骨折、脱臼、ねんざ、挫傷で、内科的病気が原因でないものだけに限られます。



こんな受診はルール違反です

～つぎのようなケースは全額自己負担です

- ✗ 日常生活の疲れや老化からくる肩こり、腰痛
- ✗ スポーツ後の肉体疲労、筋肉痛
- ✗ 症状の改善がみられない漫然と長期にわたるマッサージ
- ✗ リウマチ、五十肩、関節炎等の病気による慢性的な痛み等



施術費が増えて、健保財政を圧迫しています

近年、柔道整復師にかかる療養費が増加傾向にあり、健保組合の財政を圧迫しています。そのなかには、本来は健康保険の対象にならない施術、施術日数の水増しといった適切でない請求も含まれているといわれます。そうした事実が判明した場合には、あとから患者に施術費の支払いが求められる可能性もあります。

被扶養者資格確認調査

健康保険の被扶養者とは被保険者が申請し、健保組合の認定を受けた後も引き続き扶養の条件を満たしている方です。

一度認定を受けた被扶養者であっても、収入状況や被保険者との生計維持関係は日々変化しうるため、定期的に健保組合の認定を受けることが必要です。

健保組合では、皆様からお預かりしている大事な健康保険料の無駄遣いを防ぐ責任と義務を会社や被保険者の方々に対して負っています。

被扶養者資格の認定については、当健保組合の認定基準に沿い、厳正かつ公平な認定を行うため努力していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

- 平成24年度の資格確認調査は、10月より22歳以上のお子様を対象に実施いたします。
- ご家族（被扶養者）の就職や結婚、年収が130万円（60歳以上は180万円）以上となったとき等は、すみやかに扶養削除の届出をお忘れなく！

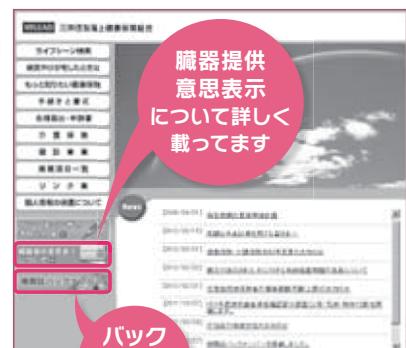
家計にやさしい
ジェネリック
ジェネリックに
変えることは
可能ですか？

そのひと言で
医療費節約

健保インターネット ホームページを ご活用ください！

健保インターネットHP
<http://www.msknpo.or.jp>

臓器提供
意思表示
について詳しく
載っています



パック
ナンバー
はここ